

○認知症対応型共同生活介護

≪自己評価及び運営推進会議における評価実施の流れ≫

【1】自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）の自己評価の欄を記入する。

【2】運営推進会議において、記入した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）について説明し、意見をもらう。

※運営推進会議には、市職員又は地域包括支援センター職員と、知見を有する公正・中立な第三者の参加が必要。

【3】運営推進会議で得た意見をもとに、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）の外部評価の欄を記入する。

【4】完成した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）を利用者及びその家族に対して送付するとともに、事業所のホームページへ掲載又は事業所の見やすい場所に掲示するなどの方法により公表し、指宿市国保介護課介護保険係に提出する。